

第 5 表

2014年

春季賃上げ

回答状況 (加重平均)

2014年5月15日 現在

(第4報)

東京都産業労働局雇用就業部労働環境課
(全 都)

産 業 区 分	平均年齢	平均賃金	299人以下		300～999人		1,000人以上		全 規 模		対前年比	前 年 額	賃上げ率		
			件数	平均額	件数	平均額	件数	平均額	件数	平均額					
漁 業															
鉱業、採石業、砂利採取業															
建 設 業															
製 造 業	38.0	297,051	7	3,406	9	6,072	13	6,844	29	6,499			2.19		
内	食料品、たばこ	37.0	263,633			3	5,689	2	5,781	5	5,744			2.18	
	織 維、衣 服	37.0	269,182					2	4,804	2	4,804			1.78	
	木材、家具装備品														
	パルプ、紙、紙製品														
	印刷・同関連	38.0	236,159	4	2,844					4	2,844			1.20	
	化 学 工 業	37.0	315,878					2	6,077	2	6,077			1.92	
	石 油 ・ 石 炭 製 品														
	プラスチック製品														
	ゴ ム 製 品														
	なめし革・毛皮														
	窯業・土石製品	42.0	257,448	1	2,000					1	2,000			0.78	
	訳	鉄 鋼 業	39.0	292,760			1	1,000	2	4,700	3	4,154			1.42
		非 鉄 金 属	39.0	338,328					1	6,858	1	6,858			2.03
		金 属 製 品													
機 械 器 具 製 造 業		38.0	296,094			2	5,100	1	5,887	3	5,456			1.84	
電子部品・デバイス・電子回路製造業		37.0	321,831	2	4,935	2	9,213			4	8,033			2.50	
電気機械器具															
情報通信機械器具製造業		39.0	309,614			1	5,296	2	8,182	3	8,147			2.63	
輸送用機械器具		39.0	312,154					1	7,600	1	7,600			2.43	
その 他 製 造															
電気・ガス・熱供給・水道業															
情 報 通 信 業	39.0	373,672	7	9,940	2	6,483	1	3,511	10	7,983			2.14		
内	通 信 ・ 放 送														
	情報サービス	39.0	320,393			2	6,483			2	6,483			2.02	
訳	情報制作(出版等)	39.0	403,118	7	9,940			1	3,511	8	8,811			2.19	
運 輸 業、 郵 便 業															
内	私 鉄 ・ バ ス														
	道 路 貨 物 運 送														
	その 他 運 輸														
卸 売 ・ 小 売 業	41.0	345,655			1	5,903	1	6,333	2	6,307			1.82		
金 融 ・ 保 険 業															
不 動 産 業、 物 品 賃 貸 業															
学 術 研 究、 専 門 ・ 技 術 サ ー ビ ス 業															
宿 泊 業、 飲 食 サ ー ビ ス 業															
生 活 関 連 サ ー ビ ス 業、 娯 楽 業															
医 療、 福 祉	38.0	298,936			2	5,521	2	6,143	4	5,915			1.98		
教 育、 学 習 支 援	49.0	308,750	2	851					2	851			0.28		
複 合 サ ー ビ ス 事 業	41.0	250,891	1	4,500					1	4,500			1.79		
サ ー ビ ス 業 (其 他)	46.0	229,869	2	4,975	1	4,500	2	1,265	5	1,441			0.63		
総 平 均	40.0	311,083	19	5,933	15	5,942	19	6,031	53	6,012			1.93		

(注) (1) 金額は原則として組合員平均である。

(2) 平均賃金は基準内賃金である(毎月決まって支給されているもので通勤費を除いたもの)。

(3) 単純平均は一組合当たりの平均で、加重平均とは組合員一人当たりの平均である。